

改正

平成23年 4 月 1 日告示第92号
令和 4 年 4 月 1 日告示第166号

長浜市近隣景観形成協定修景対策補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）第28条第4項の規定により知事の認定を受けた近隣景観形成協定（以下「協定」という。）を締結したものに對し、景観形成に関する事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付することにより、美しく住みよいまちづくりの推進に資することを目的とし、その交付に関しては、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業及び補助金の額等は、別表に定めるところによる。ただし、他の制度による補助金を受ける事業は、補助の対象としない。

(交付申請及び交付決定)

第 3 条 補助金の交付申請は、当該協定を締結したものの代表者が規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に事業計画書（様式第 1 号）を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第 7 条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第 4 条 前条第 2 項の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 2 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が予定期間内に完了しないときには、速やかにその理由及び当該補助事業の進行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 5 条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に補助事業実績書（様式第 3 号）を添付し、市長に提出しなければならない。

2 実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の 3 月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の審査等により補助金の交付の決定の内容に適合するかどうかを調査し、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の返還)

第 7 条 市長は、補助金の交付を受けたものが虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(施設等の管理)

第 8 条 補助事業者は、当該補助に係る施設等の適切な維持管理に努め施設の破損、樹木等が枯損した場合等は、原状復帰に努めなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月 1 日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年 4 月 1 日告示第92号）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日告示第166号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業		事業内容	補助金の算定基準及び補助限度額
近隣景観形成協定等修景対策事業	樹木、つる性植物等により、新たに生垣を設置する事業	道路沿いのブロック塀等を取り壊し、生垣を設置すること。 道路沿いに新たに生垣を設置すること。	補助金の交付は、3回限りとし、補助限度額は、総事業費の3分の2以内で、協定者の数に12,000円を乗じた額を超えない額とする。ただし、用地費及び補償費は、補助対象としない。
	広場等の公共空間及び道路から望見できるところをフラワーポット、花壇等により緑化する事業	道路から望見できる敷地の緑化 窓、入口、ベランダ等にフラワーポットを設置すること。	
	協定の関係者が所有又は管理する土地をまちの憩いの空間として整備し、又は由緒書き、ストリートファニチャー等により空間を演出する事業	地区のシンボルとなるポケットパーク、コーナースポット等の整備	
	必要に応じ市長が認める事業	その他景観形成に特に寄与すると市長が認めたもの	
草の根風景づくり県民会議開催事業		市内の景観形成を図るための啓発活動として実施する事業で、次に掲げるもの（当該事業の実施に伴う刊行物、資料等の発行及び企画費を含む。） （1） 研修会、講演会、発表会等の開催 （2） パネル展等の開催	補助金の交付は、1回限りとし、かつ、60万円を限度とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年度近隣景観形成協定修景対策事業計画書

1. 事業実施区域の概要

(1) 協定締結区域の所在地	
(2) 協定の名称	
(3) 協定者の人数	

2. 事業内容

(1) 事業の種類、規模

(2) 事業実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 事業費

事業費内訳		財源内訳	
		協定関係者自己資金	
		市補助金	
総事業費（計）		総事業費（計）	

4. 添付書類

(1) 協定書(写)

(2) 事業費見積書(写)

(3) 付近見取り図

(4) 現況写真

(5) その他参考資料

様式第2号（第4条関係）

年度近隣景観形成協定修景対策事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

長浜市長 あて

住所

氏名

（団体名及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった近隣景観形成協定修景対策事業について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、長浜市近隣景観形成協定修景対策補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

様式第3号（第5条関係）

年度近隣景観形成協定地区修景対策事業実績書

1. 事業実施区域の概要

(1) 協定締結区域の所在地	
(2) 協定の名称	
(3) 協定者の人数	

2. 事業内容

(1) 事業の種類、規模

(2) 事業完了期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 事業費

事業費内訳		財源内訳	
		協定関係者自己資金	
		市補助金	
総事業費（計）		総事業費（計）	

4. 添付書類

(1) 完成写真

(2) 支出証拠書類(写)

(3) その他参考資料